

印紙

## 産業廃棄物の処分に関する委託契約書

を甲とし、一般財団法人山口県環境保全事業団を乙として、甲と乙は、次のとおり産業廃棄物の処分に関する委託契約を締結した。

- 1 契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対して書面による解約の申し入れが無い限り、契約期間満了のときから1年間この契約と同一の条件をもって更新するものとし、以降同様とする。

- 2 契約の内容は、「契約の条項」のとおりとする。

- 3 排出事業所（名 称）  
（所在地）

契約書は、甲と乙が記名、押印をして、甲が原本を乙がその写しを所持する。

平成 年 月 日

甲 住所  
氏名

印

乙 住所 山口市大手町9番11号  
氏名 一般財団法人山口県環境保全事業団  
理事長 山野 元 印

## 契約の条項

(業務の委託)

第1条 甲は、その事業活動に伴って発生する産業廃棄物の処分を乙に委託し、乙は、これを受託した。

(処理施設の所在地及び処理能力)

第2条 乙は、甲から引渡しを受けた産業廃棄物を次に掲げる乙の管理する最終処分場において、適正に処分するものとする。

処理施設の種類	処理施設の所在地	処分方法	施設の処理能力
最終処分場	周南市大字富田字西ノ嶋 593番地先公有水面	埋立	管理型最終処分場 埋立面積 38,676㎡ 埋立容量 498,400㎥

(法令の順守等)

第3条 甲及び乙は、信義に従ってこの契約を履行し、関係法令及び徳山下松港新南陽広域最終処分場利用の手引きを順守しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4条 甲は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により乙の承諾を得た場合はこの限りでない。

(許可証の写し等の提出)

第5条 乙の事業の範囲は、次のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして許可証の写し(当該契約に関するものに限る。)を甲に提出するものとする。

- (1) 許可都道府県 山口県
- (2) 許可の有効期限 平成31年3月5日
- (3) 事業区分 最終処分(埋立処分)
- (4) 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物(これらは、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上13種類
- (5) 許可の条件 無
- (6) 許可番号 第03533176553号

2 甲は、中間処理業者である場合、その許可証の写しを乙に提出するものとする。

3 甲は、甲の排出する産業廃棄物の運搬を収集運搬業者に委託する場合には、その許可証の写し及び許可に係る登録車両番号を乙に提出するものとする。(甲が自ら産業廃棄物を運搬し、収集運搬業の許可を受けている場合も同様とする。)

- 4 甲及び乙は、許可事項に変更があったときは、速やかに変更後の許可証の写しを相手方に提出するものとする。
- 5 甲及び乙は、相手方の許可証の写し等を本契約書に添付するものとする。

(産業廃棄物の種類、処分委託量及び処分料金)

- 第6条 甲が処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定処分量は、別表1のとおりとする。
- 2 1トン当たりの処分料金は、一般財団法人山口県環境保全事業団が定める処分料金(別表2)とする。乙は処分料金が改定された場合は、直ちに甲に通知するものとする。
  - 3 処分料金についての消費税は甲が負担するものとし、請求時の税率を適用するものとする。
  - 4 山口県産業廃棄物税は、処分料金請求時に1トン当たり1,000円を加算して請求する。

(処分量等の算定)

- 第7条 甲が処分場に搬入した産業廃棄物の処分量は、乙の計量器により総重量を計測し、次の計算式により算定するものとする。
- $$\text{処分量} = \text{総重量} - \text{空車重量}$$
- ただし、あらかじめ登録した車輛については、計量器での計測を一部省略することができるものとする。
- 2 処分料金算定の基礎となる処分量は、前項の産業廃棄物の種類毎の処分量を月毎に集計したものとし、トン未満の取扱いは、計量値と同じく小数点以下第2位とする。

(処分料金の支払等)

- 第8条 乙は、毎月10日までに、前月分の処分料金を甲に通知し、甲は、原則として請求月の25日までに乙が発行する納入通知書により指定金融機関へ支払わなければならない。金融機関の振込み手数料は甲の負担とする。
- 2 甲は、前項に規定する期間内に処分料金を完納しなかったことにより、乙から遅延利息(当該期間が満了する日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年6.0パーセントの割合を乗じて得た金額)を請求されたときは、乙に支払わなければならない。

(適正処分)

- 第9条 甲は、乙の処分場に第6条第1項の別表1及び産業廃棄物性状表(様式2(A)、2(B))に記載された産業廃棄物以外のものを搬入してはならない。
- 2 甲は、乙が適正な処分を行なうために実施する次に掲げる事項に協力しなければならない。
    - (1) 産業廃棄物の保管状況等の状況把握のための甲の事務所等への立入検査等  
(中間処理業者にあつては、発生事業者、その量、中間処理方法等に関する情報を含む。)
    - (2) 産業廃棄物の適正処分を行なうために必要な次に示す情報の提供
      - ① 形状、性状(成分、組成、臭気等)及び荷姿

- ② 通常の保管状況での腐敗や揮発等に伴って起こる性状変化の有無
  - ③ 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障の有無
  - ④ その他取り扱う際に注意すべき事項
- (3) 乙の処分場に搬入予定又は搬入された産業廃棄物の抜取検査

(受入書の発行)

第 10 条 乙は、甲が搬入した産業廃棄物を受入れた際に「受入書」を発行する。

(業務終了報告)

第 11 条 乙は産業廃棄物の処分が適正に処分した後に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）へ所定の事項を記入し甲に引き渡すことで業務終了報告とする。電子マニフェストでは、処分終了報告でこれに代えるものとする。

(甲の義務と責任)

第 12 条 甲は、乙の最終処分場への搬入に関しては、乙の新南陽管理事務所長の指示に従わなければならない。

- 2 甲は、第 5 条第 3 項の登録車両番号以外の車両で搬入を行ってはならない。また、運搬に際しては、車両 1 台につき 1 種類の産業廃棄物を積載するものとし、混載してはならない。ただし、乙の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行において、甲又は甲が運搬を委託した収集運搬業者が、乙又は第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより、乙の業務に支障を生じた場合、甲は、処分料金の支払義務を免れず、損害が生じたときは、その賠償の責にも負うものとする。
- 5 甲は、運搬を収集運搬業者に委託するときは、甲の責任において厳正に監督し、この契約を順守させなければならない。

(緊急時の措置)

第 13 条 乙は、災害その他の不可抗力の事由のため乙の業務に支障が生じたときは、搬入の停止等の緊急時の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(受入拒否及び契約の解除)

第 14 条 乙は、災害その他の不可抗力の事由のため又は環境保全上やむを得ない理由のために、乙の業務の継続が不能となった場合においては、契約を解除することができる。

この場合において、甲に生じた損害については、乙は、一切その責を負わない。

- 2 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物等の受け入れを拒否し、又はこの契約を解除することができる。

- (1) 第 3 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条又は第 15 条の規定に違反したとき。
  - (2) 第 9 条第 2 項第 3 号の抜取検査の結果が、徳山下松港新南陽広域最終処分場利用の手引きに定めた受入基準に適合しなかったとき。
  - (3) 第 7 条の空車重量が、実際の空車重量と明らかに異なるとき。
  - (4) 処分事業の適正、安全かつ円滑な運営に関し、著しく不誠実であるとき。
  - (5) 甲が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は整理、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら整理、民事再生手続き、会社更生手続きの開始申立若しくは破産申立を行ったとき。
  - (6) 甲が監督官庁より営業停止又は業の許可等の取消処分を受けたとき。
  - (7) 甲が資本減少、営業の廃止又は業の許可等の取消処分を受けたとき。
  - (8) 甲が自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手に付き不渡処分を受ける等、支払い停止状態に至ったとき。
  - (9) その他甲の財産状況が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- 3 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
  - 4 甲は産業廃棄物の排出を取りやめる場合は、原則として 1 ヶ月までに乙に対して契約の解除を申し出るものとする。
  - 5 甲及び乙は、この契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処分を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

（条件変更）

- 第 15 条 甲は、契約した産業廃棄物の種類、性状、予定処分量及び荷姿等を変更しようとするときは事前に乙に対して書面をもって通知し、乙の承認を得て「追録書」を締結するものとする。
- 2 運搬業者や運搬車両に変更がある場合は、その都度速やかに甲は乙に連絡して、許可証や車検証等必要書類を提出しなければならない。
  - 3 スポット契約の場合で契約期間を延長が必要な場合は、甲は期間満了前に乙に申し出て、処分期間変更の「覚書」を締結するものとする。

（契約書等の保存）

- 第 16 条 甲は、この契約書及び契約書に添付される書面、乙は契約書等の写しを廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定める期間(契約の終了後 5 年間)保存するものとする。

（機密保持）

- 第 17 条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

(自動更新契約に係る分析証明)

第 18 条 自動更新契約を締結している管理型産業廃棄物（燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん）及び管理型混合廃棄物（燃え殻、ばいじんが付着した耐火レンガくずに限る。）の排出者（甲）は、原則として新年度の搬入処分開始までに、当該産業廃棄物の「分析証明書」を乙に提出しなければならない。

(疑義の解決)

第 19 条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

別表 1

契約を締結する産業廃棄物の種類、予定処分量

	種 類	予定処分量 (トン)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
備 考		

## 処分料金表

区 分	処分費 (円/トン)	消費税 (8%)	合 計 (円/トン)
(1) 燃え殻	8,000	640	8,640
(2) 汚 泥	8,000	640	8,640
(3) 廃プラスチック類	11,700	936	12,636
(4) ゴムくず	11,700	936	12,636
(5) 金属くず	8,000	640	8,640
(6) ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず※1	8,000	640	8,640
(7) がれき類	5,500	440	5,940
(8) 鉱さい	7,000	560	7,560
(9) ばいじん	8,000	640	8,640
(10) 13号廃棄物	8,000	640	8,640
(11) 管理型混合廃棄物(燃え殻、ばいじんが付着した耐火レンガくずに限る。)※2	8,000	640	8,640

※1:「ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず」は、主として、製造工程等で生じたものとし、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種の廃材のコンクリート破片、レンガ破片、瓦破片等は「がれき類」として扱います。

※2:管理型混合廃棄物(燃え殻、ばいじんが付着した耐火レンガくずに限る。)は、付着している燃え殻又はばいじんの料金を適用します。

注1) 処分料金は、原則、積載重量を実計量し、10kg単位で徴収する。

2) 消費税については、請求時の税率を適用する。

3) 上記処分料金のほか、1トン当たり1,000円の産業廃棄物税を徴収する。

4) 産業廃棄物の処分料金請求額算出式

$$\text{請求額} = \left[ \begin{array}{l} \text{種別毎に算出し合算する} \\ \text{処分費} \times \text{処分量} + \text{消費税} \\ \text{(円/トン)} \quad \text{(トン)} \end{array} \right] + \text{産業廃棄物税} \left[ \begin{array}{l} 1,000 \text{円} \times \text{処分量} \\ \text{(円/トン)} \quad \text{(トン)} \end{array} \right]$$